

名誉顧問・名誉会長・顧問及び参与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会定款第46条により、公益財団法人東京都バレーボール協会（以下〔この法人〕という。）の名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与の委嘱に関する事項について定める。

(名誉顧問及び名誉会長の選任基準)

第2条 名誉顧問及び名誉会長は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) この法人の会長、副会長、専務理事経験者
- (2) 代表理事が特別に永年の功績を認め推薦する者

(顧問の選任基準)

第3条 顧問は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) この法人の常務理事経験者
- (2) 代表理事が特別に永年の功績を認め推薦する者

(参与の選任基準)

第4条 参与は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) この法人の理事、監事及び専門委員長経験者
- (2) 代表理事が特別に永年の功績を認め推薦する者

(任期)

第5条 名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(名誉顧問、名誉会長及び顧問の職務)

第6条 名誉顧問、名誉会長及び顧問は、代表理事の相談や、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

(報酬)

第7条 名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(附則)

- 1 この規程は、理事会の承認を受けた日（2017年9月27日）から施行する。